

札幌市民のための 合併処理浄化槽設置 ガイドブック



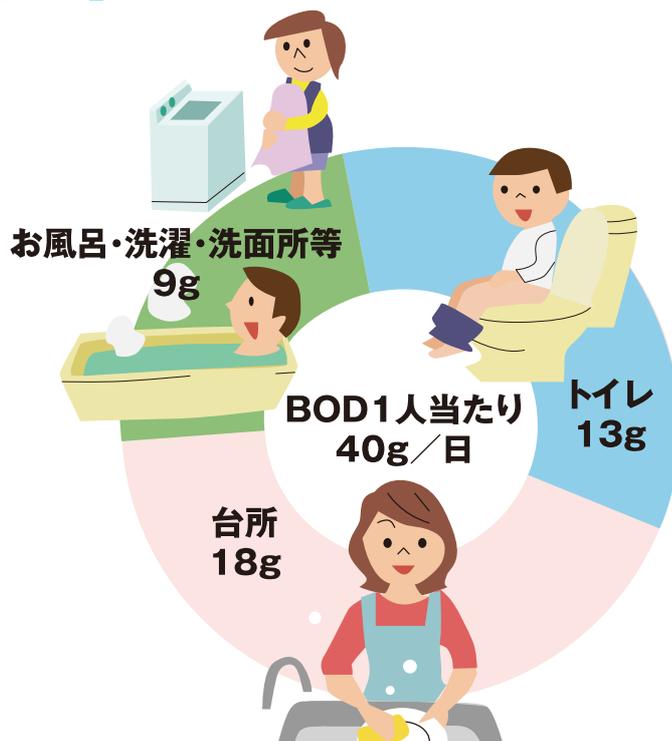
地域の水環境を守る! 合併処理浄化槽のはたらき

〔水環境を汚しているのは生活排水〕

日常生活から出る生活排水（食べ残しのみそ汁や牛乳、洗濯やトイレで使用した水など）をそのまま流してしまうと、私たちの水環境を汚してしまうため、生活排水を処理してから河川に放流する必要があります。

汚れの指標となるBODの1日1人当たりの
平均値でみると、台所が18g、風呂・洗濯・
洗面などが9g、トイレが13gとなります。

**私たちの日常生活が水環境に
大きく関わっているんです!**



※BODってなに?

BOD (生物化学的酸素要求量) とは、水中の汚れを微生物が分解する時に消費する酸素量のことです。汚れていると値は大きくなり、きれいな水ほど値は小さくなります。浄化槽の処理機能を判断する上で、重要な指標のひとつです。

衛生的な生活環境を維持し、地域の水環境を守るため、合併処理浄化槽を設置しませんか?

〔札幌市の生活排水処理と合併処理浄化槽の普及促進〕

これまでの下水道と浄化槽の普及により、生活環境の改善や水質保全が図られてきましたが、依然として一部の世帯では汚水処理が普及していません。これは快適で衛生的な生活環境の享受という公平性が確保されていないだけでなく、広域的な水質保全の面からも好ましいことではありません。

したがって、今後も汚水処理の未普及世帯に対して下水道計画に基づく整備を進めるとともに、下水道整備を行わない区域については、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図ります。



合併処理浄化槽には いいところが沢山!

合併処理浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。
下水道と同じように衛生的に処理できるため、快適な生活環境を維持し、豊かな水環境を守ることができます。

水量確保・美環境

大規模集合処理の場合は生活排水を管路で運び水再生プラザで処理するため、地域の河川水や地下水が減少することがあります。浄化槽は各家庭ごとに排水をきれいにして身近な排水路や河川へ放流するので、河川の水量を確保し、豊かな水環境を守ります。



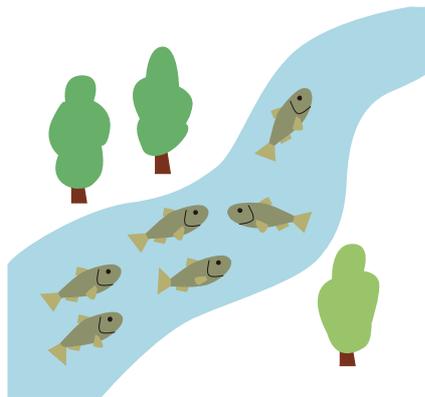
性能



合併処理浄化槽の処理性能は、水再生プラザとほぼ同等です。

水環境・生態系の維持

生活排水の汚れを10分の1にして放流するので、近所の水路や小川にホタルなどの水生昆虫や小魚がすめる豊かな水環境を守ります。また、海でも魚介類や海藻のすめる、豊かな水環境に戻ります。



公衆衛生

合併処理浄化槽で生活排水を処理することにより、排水路から蚊やハエがいなくなり、悪臭などもなくなり快適な生活がおくれます。



補助・経済性

補助金制度を利用することで、設置や管理にかかる個人負担を軽くすることができます。

再利用

適切に処理された生活排水は、災害時の緊急用水等として使用することも可能です。

小型化

家庭用浄化槽は、自動車1台分程度のスペースに設置できます。



工期

浄化槽を設置するのに要する期間は、約7日から10日程。工事開始から完了まで短時間で設置できます。



耐震性

万一、地震などが起こっても、長い排水管を必要としないため、軽微な被害で済み、修復も容易です。

合併処理
浄化槽って
すごいんだね!



合併処理浄化槽を 設置するための手続き

[手続きの概要(流れ)]

手続き	注意点
(1)浄化槽工事施工業者を決める	必ず、浄化槽設備士がいる北海道知事登録業者に!
(2)事前審査の申し込み	担当者(市職員)が現地調査に伺います。
(3)浄化槽設置の届出書類の提出	適正な設置計画であるか審査いたします。
(3)' 補助金交付申請書提出	適正な内容であれば、補助金交付決定通知を発行いたします。
(4)浄化槽工事に着工	浄化槽設備士の監督の下、基準に則った施工とその記録が必要です。
(4)' 中間検査	浄化槽設置時に担当者(市職員)が立会いし、設置計画どおりに浄化槽が設置されているか確認いたします。
(5)工事完了届及び使用開始報告書の提出	届出どおりに浄化槽が設置されたかを確認いたします。
(5)' 完了報告書を提出	適正な内容であれば、補助金交付確定通知を発行いたします。
(6)完了検査	担当者(市職員)が浄化槽の稼働状況を確認いたします。
(6)' 補助金交付請求書を提出	銀行等口座に補助金を振り込みます。

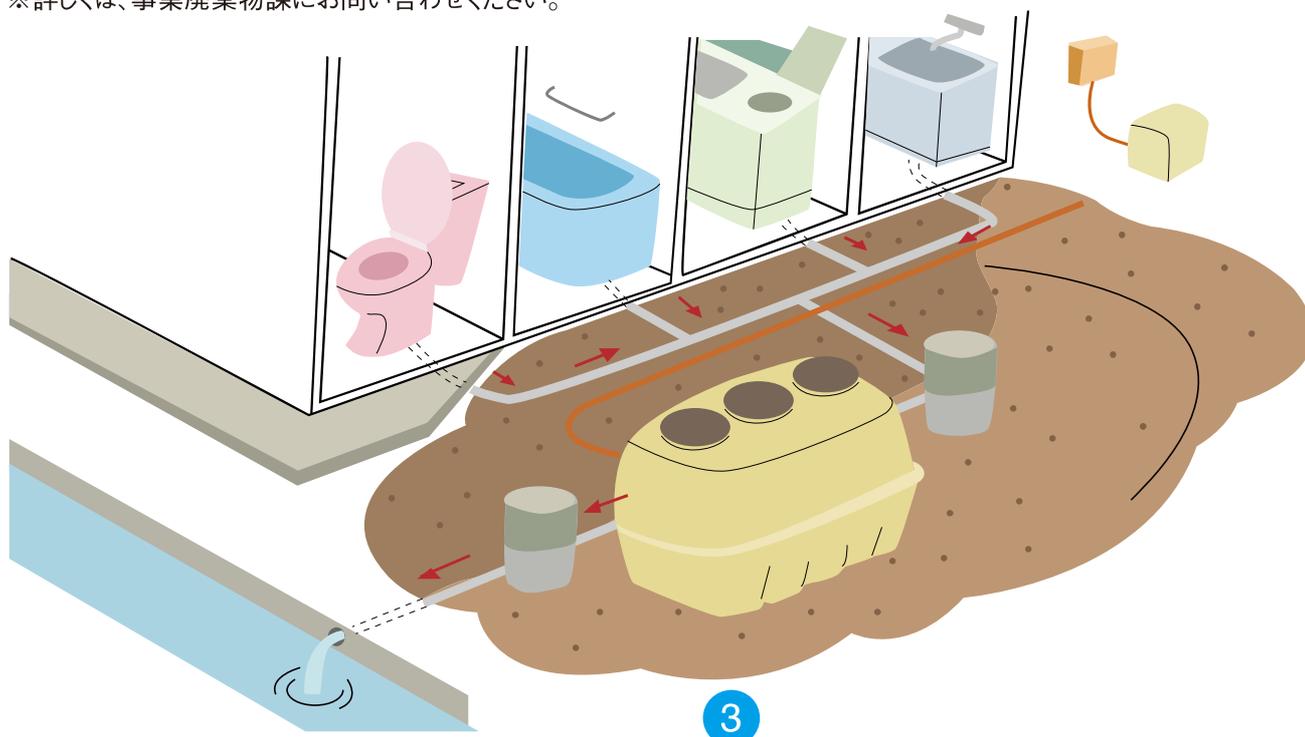
※北海道知事登録業者の一覧については、事業廃棄物課にお問い合わせください。

※補助金の交付を受ける際には(1)～(6)と合わせて(3)'～(6)'の手続きも必要になります。

※申請前の工事着手など、手順や手続きに不備があると補助金の交付が受けられませんので、ご注意願います。

※下水道事業計画区域内にあるなど、補助対象要件に該当しない場合も補助金の交付は受けられません。

※詳しくは、事業廃棄物課にお問い合わせください。



[設置費の補助金について]

補助対象

補助制度は、設置費の一部を補助するもので、次の要件を全て満たす場合に対象となります。

- 設置しようとする浄化槽の用途が、専用住宅であること。
- 浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。
- 設置場所が下水道法に基づく下水道事業計画区域外であること。
- 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。

※申請前にすでに設置している合併処理浄化槽については対象外です。

補助金額

札幌市内で合併処理浄化槽を設置する際の補助金額

浄化槽の大きさ	補助金額
5人槽	826,000円
6～7人槽	1,076,000円
8～10人槽	1,192,000円

- 基本的に、住宅の延べ床面積が130平方メートル以下であれば5人槽、130平方メートルを超えると7人槽、住宅の延べ床面積にかかわらず2世帯住宅(台所、浴室が2ヶ所以上)は10人槽となります。

水環境を守るためには 適切な維持管理が必要です!

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的実施することが義務づけられています。

[保守点検]

保守点検とは

汚水を処理している微生物が活発に活動できる状況を常に保つため、浄化槽に設けられたいろいろな装置などが正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整や修理を行い、さらに、浄化槽内の汚泥の状況を確認するためのものです。

浄化槽法の定めにより、保守点検の実施が義務づけられています。(法第10条)

専門の知識や技術が必要ですので、北海道知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

保守点検の回数は、

環境省令で浄化槽の種類ごとに定められていて、通常の使用状態で右の表の期間ごとに1回以上必要とされています。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離触媒ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	20人槽以下	4ヶ月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置、凝集槽を有するもの	1週
	② スクリーンと流量調整槽を有するもので①以外のもの	2週
	③ ①、②以外のもの	3ヶ月

次のような場合は、通常よりも保守点検回数が増える可能性があります。

- 水質が安定せず頻繁に調整が必要な場合
- 計画流入量を大きく上回る流入が認められ、槽の付け替えなどが困難な場合
- 常時、高負荷の状態にある施設 など

[清掃 浄化槽法の定めにより、年1回以上必要です。(法第10条)]

浄化槽を適正に使用していても1年間経過すると、浄化槽の中に汚泥がたまり、処理機能が低下するおそれがあります。そのため、浄化槽の汚れを洗浄しながらたまった汚泥を抜き取る清掃が必要になります。なお、清掃後には適正水位まで水を張る必要があります。市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。



[維持管理費の補助金について]

補助対象経費

- 一般住宅の合併処理浄化槽の清掃費用
※ただし、札幌市の清掃業の許可を有する者が行った清掃に限る。

補助金額

札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助の金額	
5人槽	32,000円
6~7人槽	45,000円
8~10人槽	68,000円

補助対象

- 一般住宅の合併処理浄化槽を管理していること
- 浄化槽の規模が10人槽以下であること
- 浄化槽が下水道事業計画区域外に設置されていること
- 札幌市に浄化槽の設置届を提出していること
- 補助金を申請する年度又はその前年度に法定検査を受検していること

※単独処理浄化槽については補助対象外です。
 ※申請前に行われた清掃については補助対象外です。
 ※補助対象となるのは、同一の合併処理浄化槽について、同一年度内に1回です。

[法定検査]

浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。これらの検査は「浄化槽法」に定められていることから、法定検査と呼びますが、「初回に受ける検査(法第7条検査)」と「毎年1回受ける検査(法第11条検査)」があり、公益社団法人北海道浄化槽協会に依頼し実施します。

初回に受ける検査

法第7条検査

新たに設置された浄化槽について、工事(浄化槽本体、配管、設備機器等)が正しく行われたか、処理機能(微生物の生成状況等)が正常であるか、そして、浄化槽の放流水質が基準を満たしているかを判断します。

浄化槽処理対象人数 5人~20人 **13,000円**

毎年1回受ける検査

法第11条検査

年間を通して保守点検や清掃が適切に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査します。浄化槽で処理された水を採水して、分析(BOD検査など)し、客観的に判断します。

浄化槽処理対象人数 5人~20人 **8,000円**



保守点検も清掃も実施しているのに、なぜ法定点検が必要なの？

保守点検及び清掃は浄化槽の機能を適正に保つことが目的であり、法定点検は浄化槽の設置状況や稼働状況、並びに放流水の水質を検査し、その結果を毎年度道府県または市町村に報告すること、必要に応じて改善を促すことが目的です。

このように役割が分かれており、いずれも浄化槽を適正に維持していく上で必須なものです。

浄化槽の正しい使い方 必ず守ってください

トイレの水量はきちんと守って流してください

浄化槽で処理するためにはある程度の水量が必要です。洗浄水タンクに物を入れたりしないでください。



異物は流さない

水に溶けないティッシュペーパー(ウェットティッシュ類)、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品等の異物は、管のつまりなど故障の原因となりますので絶対に流さないでください。



送風機(ブロワ)の電源は絶対に切らない

送風機が止まると、浄化槽内の微生物が死んでしまい汚水が浄化されず悪臭を放ちますので、電源は絶対に切らないでください。



便器の掃除に劇薬は使用しない

掃除の際、塩素などの劇薬や大量の洗剤を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。また、微生物の繁殖を阻害する殺虫剤や農薬などは絶対に流さないでください。



マンホール上には物を置かない

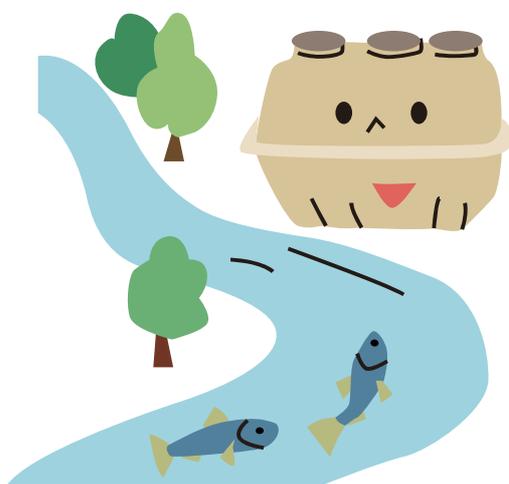
浄化槽の周辺はいつでも、検査、点検、清掃が支障なくできるようにしておきましょう。車などはすぐに移動できるようにしてください。



浄化槽のフタはきちんと締める

マンホールが開いていたり、ずれたりすると危険ですので溝にきちんとはめてください。鍵付きのものは必ず鍵をかけましょう。





平成30年3月発行



札幌市環境局 環境事業部 事業廃棄物課 一般廃棄物係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL: 011-211-2927 / FAX: 011-218-5105



さっぽろ市
02-J01-17-2439
29-2-1461